

大阪府立少年自然の家指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月

(令和 7 年 9 月 19 日訂正版)

大阪府

目 次

1	指定管理者選定の目的と指定予定期間	1
2	施設の概要	1
(1)	名称	1
(2)	所在地	1
(3)	アクセス	1
(4)	施設の開館	1
(5)	施設の規模	1
(6)	施設の内容	1
(7)	利用状況	1
3	業務の範囲及び内容	1
(1)	管理運営方針	1
(2)	管理運営業務の内容	2
(3)	指定管理者に係る権限	3
(4)	管理運営に当たって遵守すべき事項	3
(5)	事業報告書等の提出	4
(6)	事業計画書等の提出	4
(7)	その他	4
4	指定管理者の収入及び納付金並びに会計区分	5
(1)	指定管理者の収入及び納付金	5
(2)	会計の区分及び管理口座	6
5	申請者の資格	6
6	申請の手続き	8
(1)	スケジュール	8
(2)	募集要項等の配付、説明会、申請の受付等	8
(3)	申請書類	10
(4)	提出部数	11
(5)	複数の法人等がグループを構成して申請する場合	11
(6)	申請書類の注意事項	12
(7)	申請上の注意事項	12
(8)	事業計画等の説明（プレゼンテーション）	12

7	指定管理者の選定	12
(1)	選定方針	12
(2)	審査方法	13
(3)	最優先交渉権者の選定	13
(4)	指定管理候補者の選定	13
(5)	審査結果	13
8	指定管理者の指定	14
9	協定の締結	14
10	引継ぎ事項	15
11	モニタリング（点検）の実施	15

【別紙】

1	施設の内容	17
2	利用・運営状況	18
3	利用料金等	23
4	府の公の施設の指定管理者として果たしていただく責務	24
5	施設の効用を最大限発揮するための方策	29
6	リスク分担表	32
7	審査基準	33
8	審査細目	38

大阪府立少年自然の家指定管理者募集要項

1 指定管理者選定の目的と指定予定期間

大阪府立少年自然の家（以下「自然の家」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び大阪府立少年自然の家条例（昭和 60 年大阪府条例第 5 号）（以下「自然の家条例」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 18 年度から指定管理者制度により管理運営を行い、施設の効果的、効率的な管理運営及び府民サービスをの向上を図ってきました。

このたび、今年度末で第 3 期指定期間が終了することに伴い、更なる利用促進及びサービスの向上等を目指し、第 4 期の指定管理者を公募します。

指定予定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日（10 年間）

指定期間は、大阪府議会の議決後、府が指定した日に確定するものとします。

ただし、自然の家条例第 11 条に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

2 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 大阪府立少年自然の家 |
| (2) 所在地 | 大阪府貝塚市木積字秋山長尾 3350 |
| (3) アクセス | 南海本線「貝塚」駅乗り換え、水間鉄道「水間観音」駅下車
貝塚市デマンド交通「少年自然の家」下車約 450m（平日）
は～もに～ばす「少年自然の家」下車約 450m（土日祝）
で本館棟前 |
| (4) 施設の開館 | 昭和 60 年 6 月 （※平成 6 年 研修棟を増設） |
| (5) 施設の規模 | 敷地面積 255,093 m ²
建物延面積 9,071.97 m ²
建物構造 鉄筋コンクリート 2 階建一部地階
宿泊定員 宿泊棟：約 400 人 テント：約 200 人 |
| (6) 施設の内容 | 別紙 1「施設の内容」のとおり |
| (7) 利用状況 | 別紙 2「参考資料」のとおり |

3 業務の範囲及び内容

(1) 管理運営方針

自然の家は、和泉山地の豊かな自然に恵まれた環境に立地する社会教育施設で、小中学校の児童・生徒や地域の子ども会などの団体を中心に、宿泊を伴う団体生活及び野外活動の機会を提供すると同時に、利用目的・活動内容に応じたプログラムの開発や適切な指導、地域や家庭の教育力向上といった課題に対し先導的な事業を実施しています。また近年では、企業向け研修や外国からの利用者の受け入れ等、幅広く利用していただいています。

このように、自然の家は、小中学生から大人まで幅広い年齢層の人々に親しまれていますが、学校団体の利用が多い春から秋にかけての期間と比べ、冬期における利用率が低いことが課題となっています。今後、大都市近郊という立地条件を活かし、より多様な利用者層のニーズに対応

できるよう施設の魅力アップを図り、さらなる利用促進、サービスの向上に取り組んでいく必要があります。ついては、次期指定管理者には、次の内容を理解の上、遵守していただきます。

① 管理運営方針として特に留意していただきたい項目

ア 施設の設置目的である、心身ともに健全な少年の育成

イ 設置目的に沿った自主事業の積極的な展開

ウ 安全・安心を基本コンセプトとした施設運営

エ 施設・設備の改修等施設サービスの向上、及びイベント企画や広報等ソフト面のサービスの向上による利用者数の増加（特に11月から2月の閑散期における利用者数の増加）

オ 大阪府（以下「府」という。）の施策、事業に対する協力

② 休所日

大阪府立少年自然の家条例施行規則（昭和60年大阪府教育委員会規則第1号）（以下「自然の家条例施行規則」という。）に定める休所日は以下のとおりです。

ア 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日）

イ 12月28日から翌年の1月4日まで

ただし、あらかじめ府に申請し、その承認が得られれば、休所日の変更又は、休所日を臨時に開所することができます。

③ 利用料金（別紙3「利用料金等」参照）

法第244条の2第8項及び第9項並びに自然の家条例第12条第1項の規定により、自然の家の利用料金については、指定管理者が収受できます。

利用料金の額は、指定管理者が、自然の家条例で定める金額の範囲内で定めるものとします。また、この場合において、指定管理者はあらかじめ利用料金の額について府の承認を受ける必要があります。また、額を変更する場合も同様とします。

④ その他

ア 管理運営に係る事業年度

府の会計年度は毎年4月から翌年3月までです。管理運営に係る事業年度は府の会計年度と同じ、毎年4月から翌年3月までの期間としていただきます。

イ 府の公の施設の指定管理者として果たしていただく責務

指定管理者には、別紙4「府の公の施設の指定管理者として果たしていただく責務」に記載の取組みを実施していただきます。

（2）管理運営業務の内容

指定管理者には①から⑤までの業務を実施していただきます。指定管理者となった場合、令和7年度中に現指定管理者が受けた施設利用申し込みについては、申込み時と同一条件での利用を保証するとともに、前納等の前受金があった場合は、現指定管理者から引き継ぐことになります。（利用しようとする日の1年前から申込みを受け付けています。）

① 自然の家の利用に関する業務（利用承認・取り消し・その他）

② 自然の家の利用者に対する指導、助言及び研修に関する業務

- ③ 府主催プログラムの実施に関する業務
- ④ 施設の維持、補修及び施設サービスの向上に関する業務
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、管理運営に係る業務

(第三者への委託の禁止等)

管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に対して、委任し、または請け負わせることはできません。

管理運営業務の一部（主要な部分を除く）について第三者に対して、委任し、または請け負わせる場合には、あらかじめ書面により府の承諾を得ることが必要です。

なお、上記管理運営業務のうち、主要な部分とは下記のとおりです。

- ① 自然の家の利用に関する業務（利用承認・取り消し・その他）

管理運営業務の全部運営の水準の詳細は、別添の「大阪府立少年自然の家指定管理運営業務要求水準書」（以下「水準書」という。）を参照してください。

（３）指定管理者に係る権限

- ① 使用許可の権限

管理運営業務の実施にあたり、自然の家条例第５条に基づき、施設利用の承認の権限並びにその取り消しの権限を府から指定管理者へ委任します。利用の承認及び取り消しに当たっては、大阪府行政手続条例（平成７年大阪府条例第２号）に基づき、公正かつ透明な手続きのものと行っていただきます。

- ② 自主事業の実施

指定管理者は、管理運営業務に加え、設置目的に応じた自主プログラムのほか、施設の設置目的等を損なわない範囲で自主的な収益事業を実施することができます。自主事業での収入を活用して、施設の維持補修や指定管理料の削減を行うことも含め、民間のノウハウを活用した幅広い提案をお願いします。ただし、実際の事業実施にあたっては、具体的な事業内容等について、府との協議が必要となります。

自主事業に要する経費に、府が支払う指定管理料をあてることはできません。

- ③ 施設・設備への改修・整備

施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者自らが自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくことは可能です。ただし、その場合は、府と協議してください。

（４）管理運営に当たって遵守すべき事項

府の公の施設である自然の家の管理運営をするにあたり、関係法令、条例、規則及び関連する通知・要領を遵守していただきます。

(5) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後 30 日以内に、指定管理者の業務に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、府に提出していただきます。また、府が指定する日までに、指定管理者（グループを構成している場合は全ての構成員）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及びキャッシュフロー計算書（以下「財務諸表」という。）を府に提出していただきます。財務諸表の提出にあたっては、公認会計士又は税理士の会計監査結果を併せて提出してください。

ア 業務の実施状況

イ 自然の家の利用状況

ウ 業務に係る経理の状況

※自主事業も含めた収支に基づく指定管理料又は納付金、若しくは収益等に対する還元の支払いを約した場合には、自主事業の収支について、管理運営業務に係る収支とは分けて整理した上で、報告してください。また、複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

エ 従業員及び役員の状況

オ その他府が必要と認める事項

- ・利用者ニーズ（調査結果、利用者の声）に対する対応状況
- ・人権研修等職員研修の実施状況

(6) 事業計画書等の提出

指定管理者は、指定期間中は令和 8 年度以降、毎年 2 月末までに、次年度の事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書を作成し、府に提出していただきます。

※複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

(7) その他

① 管理運営業務及び自主事業等に係る提案

応募時には、事業計画書（様式第 2－1 号）、収支計画書（様式第 3 号）及び管理体制計画書（様式第 4 号）等に加えて、別紙 5「施設の効用を最大限に発揮するための方策」について、ご提案いただきます（様式第 2－2 号）。これらについては、指定期間中、提案内容に沿って誠実に実施していただきます。

② 利用料金に係る規定の整備

利用料金の納付方法をはじめ、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合に、自然の家条例施行規則第 5 条、12 条、13 条に基づき、利用料金の納付時期、減免、還付等について規定を整備してください。

③ 報告・監査等について

自然の家の管理運営の適正化を図るため、府に対して業務や経理に関する資料や報告書な

どを4半期毎に提出していただきます。ただし、水準書に別途期限を定めているものについては、水準書に従い提出していただきます。

指定管理者は、府が管理運営業務について実地調査及び協議を求めた場合は、応じていただきます。

また、本指定管理業務は、大阪府監査委員による監査の対象となっていますのでご了解ください。

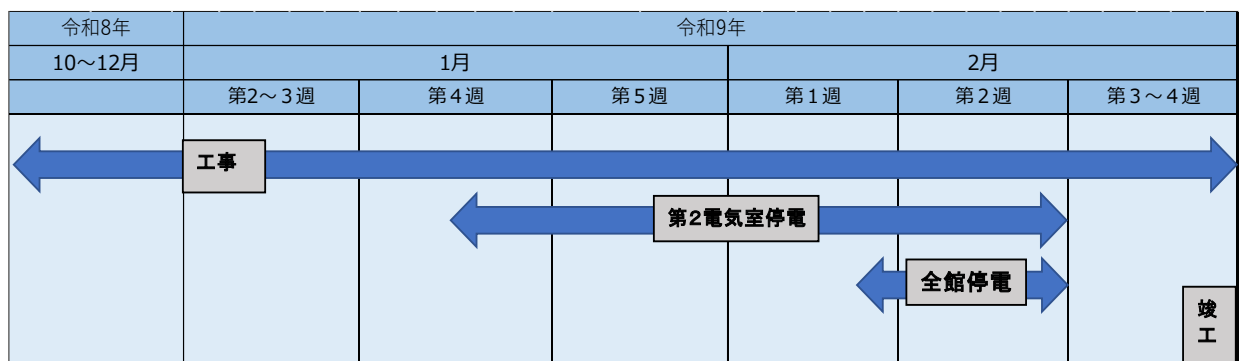
④ 施設賠償保険の加入

指定管理者は、管理運営業務を開始する日までに、次の内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入してください。なお、保険契約を締結するにあたり、府を追加被保険者としてください。

施設賠償責任保険 対人賠償1事故につき：1億円、1名につき：1億円
対物賠償1事故につき：500万円

⑤ 令和8年度実施の工事について

【受変電設備、非常用発電設備更新工事】※工期については、現指定管理者の参考期間



令和8年度に受変電設備と非常用発電設備の撤去・新設工事を実施します。

10月頃から新設設備の組み立て等の準備作業がバックヤードで開始される予定です。

工事が本格化するのは令和9年1月からで、1月第4週から2月第2週にかけて停電を伴う作業が発生します。停電期間の16～20日間程度、少年自然の家は閉館する予定です。

閉館による影響については、別途指定管理者と協議させていただきます。事業計画書については、指定期間中は閉館が生じないものとして作成し、提出してください。

【トイレ改修工事】

施設内のトイレについて、改修工事を検討しておりますが、受変電設備、非常用発電設備更新工事と同様、指定期間中は閉館が生じないものとして事業計画書を作成し、提出してください。

4 指定管理者の収入及び納付金並びに会計区分

(1) 指定管理者の収入及び納付金

① 指定管理者収入

指定管理者には、府からの指定管理料収入、管理運営業務に係る利用料金収入及び自主事

業収入を自らの収入として、施設を運営していただきます。

② 指定管理料

収支計画書において提案された 10 年間の指定管理料が参考価格 671,570 千円を上回っている場合は、選定審査の対象から除外します。

指定管理料の支払いは、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議の上、支払います。

指定管理料は、指定管理者の指定に関して大阪府議会の承認を得た後に府と指定管理者との間で協定を締結し、明記します。

③ 納付金

各事業年度の収支実績において、総収入が総支出（別紙 5 の 2 の提案により令和 12 年度までに行う施設設備投資額を含む）を上回った場合は、その 1/2 の額を府に納付していただきます。

（２）会計の区分及び管理口座

管理運営業務の実施に当たっては、事業者の実施する他の事業と会計を区分とすることとし、管理口座は、独立した口座を設定してください。

５ 申請者の資格

次の要件を満たす会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する一般社団法人等、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。

※ グループによる申請の場合は、グループの代表者となる団体を選定しており、①から③の要件を代表者を含む全ての構成員が満たし、かつ構成員のいずれかが④と⑤の要件を満たしていること。

① 日本国内に営業所又は事務所を有していること。

② 府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

③ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しないもの。なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取り消しの日から 2 年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しないものとみなす。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの

ウ 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申

立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
エ 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

- ④ 旅館業（下宿営業は除く。）を3年以上及び飲食業を5年以上適法に営んだ経験を有している者
- ⑤ 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- ⑥ 社会教育施設として所長、専門的職員（社会教育主事有資格者（※1）又は、社会教育関係団体（※2）等で3年以上の指導経験（※3）を有する者をいう）その他必要な職員を配置できる者
- ⑦ 野外活動施設としてのサービスを担うにふさわしい理念・能力等を有し、安定して本施設の管理運営を担うことのできる者。

※1 社会教育主事となる資格は、次のいずれかに該当する者である。（社会教育法第9条の4）

（以下の一号から四号のうちのどれかひとつを充足すれば資格があることになる。）

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

なお、社会教育法第九条の四第一号で求められるロ・ハの職務及び社会教育法第九条の四第二号で求められる職務についての具体的なことは、平成8年8月28日文部省告示第148号を参照のこと。

※2 社会教育関係団体とは、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団等をさす。

※3 指導経験とは、実際に子どもへの指導をおこなっているものをさす。

6 申請の手続き

(1) スケジュール

募集要項の配付開始日	令和7年8月8日（金）午後2時
説明会（現地）の開催	令和7年8月28日（木）午後2時
質問票受付期間	令和7年8月29日（金）～ 令和7年9月5日（金）午後5時
質問に対する回答日時	令和7年9月19日（金）午後5時
申請受付期間	令和7年10月6日（月）～令和7年10月7日（火） 午前10時～午後5時
プレゼンテーション及び第2回選定委員会	令和7年10月22日（水）午前10時～
候補者選定結果の通知	令和7年10月下旬

(2) 募集要項等の配付、説明会、申請の受付等

① 募集要項の配付

配付期間	令和7年8月8日（金）～令和7年10月7日（火）
配付時間	午前10時～午後5時（ただし、8月8日は午後2時から午後5時）
配付場所	ア 来庁により受け取る場合 ◇大阪府教育庁 市町村教育室 地域教育振興課 大阪府庁別館8階（大阪府中央区大手前2丁目1番） 電話 06-6944-9372 ※土曜日及び日曜日は閉庁日のため募集要項の配付は行っていません。 イ インターネットによる場合 下記のホームページから以下の書類がダウンロードしていただけます。 アドレス：https://www.pref.osaka.lg.jp/oi180090/chikikyoiku/shitei_szn/index.html ・指定管理者指定申請書（様式第1号） ・事業計画書（様式第2-1号） ・事業計画書（施設の効用を最大限発揮するための方策）（様式第2-2号） ・収支計画書（様式第3号） ・管理体制計画書（様式第4号） ・障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第5号） ・障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者40.0人未満の事業主用）（様式第6号） ・保護観察対象者等の就労支援に関する証明書（様式第7号） ・再生可能エネルギー設備等導入状況報告書（様式第8号） ・グループ構成員届出書（様式第9号） ・委任状（様式第10号） ・現地説明会・施設案内 参加申込書（様式第11号） ・大阪府立少年自然の家指定管理者募集に係る質問票（様式第12号）

② 説明会（現地）の開催

開催日時	令和7年8月28日（木）午後2時～ 2時間程度
開催場所	大阪府立少年自然の家 貝塚市木積字秋山長尾3350 応募説明会の後、現場説明会を実施します。
説明内容	募集要項、業務の基準、施設見学
参加人数	1団体につき、3人以内
申込方法	事前に参加申込書（様式第11号）に必要事項を記入の上、8月27日（水）の午後5時までに下記アドレスに電子メールで提出してください。 大阪府教育庁 市町村教育室 地域教育振興課 電子メールshichosonkyoiku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp （メールの題名は、「大阪府立少年自然の家指定管理者応募説明会参加」と入力してください。）

※ 説明会に参加していない事業者に対して、個別の説明は行いませんので、申請を行う場合は、説明会に参加するようお願いします。

③ 質問の受付と回答方法

受付期間	令和7年8月29日（金）～令和7年9月5日（金）午後5時 質問はこれ以降、応募の手続きを除き受け付けしません。
受付方法	質問票（様式第12号）を下記アドレスに電子メールで提出してください（電子メール以外では受け付けませんのでご了承ください）。 大阪府教育庁 市町村教育室 地域教育振興課 電子メールshichosonkyoiku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp （メールの題名は、「大阪府立少年自然の家指定管理者募集要項質問」と入力してください。）
回答方法	下記回答日時以降に大阪府教育庁地域教育振興課のホームページに掲載します。 アドレス： https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/shitei_szn/index.html
回答日時	令和7年9月19日（金）午後5時

④申請の受付

申請期間	令和7年10月6日（月）～令和7年10月7日（火） 午前10時～午後5時 提出期限を経過した後は、受け付けません。
申請場所	大阪府教育庁 市町村教育室 地域教育振興課 大阪府庁別館8階 （大阪市中央区大手前2丁目1番） 電話 06-6944-9372
申請方法	持参

(3) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。申請に係る経費は、申請者の負担となります。

① 指定管理者指定申請書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2-1号）

「事業計画書」には、管理運営業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、様式に記載されている下記の項目について記入してください。

ア 平等利用が確保されるような適切な管理を行うための方策

イ 適正な管理の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項

ウ 管理に係る経費の削減に関する方策

エ 府施策との整合

オ その他管理に関して必要な事項

③ 事業計画書（施設の効用を最大限発揮するための方策）（様式第2-2号）

④ 収支計画書（様式第3号）

令和8年度から令和17年度までの各年度につき、収支計画を記載してください。

※施設の管理運営業務の経費として本部経費を計上するか否か、計上予定の場合にはその算定の考え方について記載すること。

⑤ 管理体制計画書（様式第4号）

⑥ 法人等の概要を示す書類

ア 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

イ 法人にあつては、登記簿の謄本

ウ 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずるものの名簿及び履歴書

エ 法人等の事業の概要を記載した書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売り上げ高等を記載した書類）

カ 最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。）

キ 令和7年度の事業計画書及び収支予算書

⑦ 納税証明書

ア 府税（全税目）に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書

イ 最近3事業年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書

⑧ 施設の管理運営を行う上で必要な証明の写し

ア 宿泊施設（下宿営業を除く）の管理運営経験を証明するもの

イ 飲食業の営業許可書

ウ 直近年度の食品衛生監視票

⑨ その他施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し（職員又は業務委託を含む）

⑩ 障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第5号）

（公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者40.0人以上の事業主）

⑪ 公共職業安定所長に提出している障がい者雇用状況報告書の写し

（公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者40.0人以上の事業主）

- ⑫ 障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者40.0人未満の事業主用）（様式第6号）
（公共職業安定所長に障がい者雇用状況報告書の提出義務のない常用雇用労働者40.0人未満の事業主）
- ⑬ 指定の申請に関する意思決定を証する書類
申請する法人等の内部の意思決定を証する書類（理事会の議決書等）
- ⑭ 各就労支援センター利用証明書（様式はセンターに備付）※提案する場合のみ
- ⑮ 保護観察対象者の就労支援に関する証明書（様式第7号）※提案する場合のみ
（「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書（様式第7号）」により大阪保護観察所長あてに申請の上、本証明書の交付を受けること）
- ⑯ 脱炭素に向けた取組みの実施状況、または環境マネジメントシステム（EMS）の第三者認証を証明する書類、再生可能エネルギー設備等導入状況報告書（様式第8号）※提案する場合のみ
- ⑰ その他（複数の法人等がグループ構成で応募する場合）
ア グループ構成員届出書（様式9号）
イ 委任状（様式第10号）

（４）提出部数

次表に掲げる書類等を正1部、副9部（副は複写可）の計10部及び全ての様式の電子データ（ワード又はエクセルデータ及びPDF化したファイル）をCD-Rにて提出してください。副本については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）のうえ、提出してください。事業者名等が判別できると判断した場合は、補正を求め、または府で黒塗りする場合があります。

（提出書類一覧）別添「様式集」

	様式
指定管理者指定申請書	様式第1号
事業計画書	様式第2-1号
事業計画書別紙	様式第2-2号
収支計画書	様式第3号
管理体制計画書	様式第4号
障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書	様式第5号
障がい者雇用状況報告書	様式第6号
保護観察対象者等の就労支援に関する証明書	様式第7号
再生可能エネルギー設備等導入状況報告書	様式第8号
グループ構成員届出書（グループを構成して申請する場合のみ）	様式第9号
委任状（グループを構成して申請する場合のみ）	様式第10号

（５）複数の法人等がグループを構成して申請する場合

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表者となる法人を選定し、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、（１）⑥「法人等の概要を示す書類」から⑬

指定の申請に関する意思決定を証する書類まで（⑧「施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し」を除く）は、すべての事業者について提出するとともに、「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。

単独で申請した法人等は、グループの構成員となって申請することはできません。また、同時に複数のグループの構成員となることもできません。

申請書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

なお、複数の法人等が共同して申請したグループが指定管理者に指定された場合、共同事業体間での業務分担・内容等を把握することを目的として、指定管理候補者の決定後、指定期間開始までに共同事業者間の協定書を提出していただきます。

（６）申請書類の注意事項

- ① 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ② 申請書類が不足している場合は、申請を受け付けない場合があります。また、申請書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ③ 申請１団体（グループ）につき、事業計画書等の提出は１組とします。複数の提案はできません。
- ④ 申請者は、申請団体名の公表について、あらかじめ了知の上、申請してください。
- ⑤ 申請期限後の申請書類の再申請及び差替えによる提案内容の変更は原則として認めません。
- ⑥ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表など府が必要と認める場合には、府は申請書類の内容を申請者の許可なく無償で利用できるものとします。
- ⑦ 府又は大阪府立少年自然の家指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の求めに応じて、追加資料を求めることがあります。
- ⑧ 申請書類の作成、申請等に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。
- ⑨ 申請者は、書類を提出後、申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

（７）申請上の注意事項

- ① 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ② 申請書類は大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）に定めるところにより、公開される場合があります。

（８）事業計画等の説明（プレゼンテーション）

申請者には、選定委員会において提案があった事業計画（自主事業を含む。）についての説明をしていただきます。この場合、事前に選定委員会に出席を求める旨法人等に通知します。

なお、事業提案の説明は、申請者を代表して説明や意見を述べられる方に行っていただきます。

7 指定管理者の選定

（１）選定方針

自然の家指定管理者には、自然の家条例第 8 条の規定に基づき、府の管理運営方針を最も適正かつ確実に行うことができると認められる者を選定します。

(2) 審査方法

選定委員会が、審査基準（別紙7）及び審査細目（別紙8）に基づいて、提出された書類及びプレゼンテーションを審査し、最優先交渉権者と次点者を選定します。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 5に定める申請者の資格を満たしていないことが判明した場合。
- ② 同一の法人が、複数の申請を行った場合又は複数のグループの構成員となり申請を行った場合
- ③ 提出書類に著しい不備があった場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- ⑥ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- ⑦ 提案された10年間の指定管理料の総額が参考価格を上回っている場合
- ⑧ 以下の不正行為があった場合

ア 他の申請者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと

イ 最優先交渉権者の選定の前に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること

ウ 最優先交渉権者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

※ なお、一者しか申請がない場合でも選定委員会を開催するものとします。

(3) 最優先交渉権者の選定

選定委員会における審査において、最も評価の点数が高い申請者を最優先交渉権者としします。

ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、施設の管理運営の一定のレベルを担保するために、審査基準（別紙7）における「評価項目」について、いずれかが無得点（0点）の場合、総合力に劣るものとして、選定されません。

複数の申請者の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い申請者を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

(4) 指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者を選定します。

なお、最優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する場合があります。

(5) 審査結果

府は、選定委員会の審査結果について申請者に書面で通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページにおいて公表します。

ただし、③全申請者の評価点については、申請者が1者又は2者であり、かつ、次点者を設けない場合、公表しないこととします。（次点者を設ける場合は、公表することとします。）

また、申請者が3者であり、かつ、次点者を設ける場合、以下の②及び次点者とその評価点（提案金額を含む）は公表し、指定管理候補者及び次点者以外の申請者の評価点は公表しないこととします（次点者を設けない場合は、公表します）。

- ① 全申請者の名称 ※申込順
- ② 指定管理候補者と評価点（提案金額・委員ごとの点数を含む。）
- ③ 全申請者の評価点 ※得点順（委員ごとの点数を含む。）
- ④ 指定管理候補者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名
- ⑥ 委員選定の考え方
- ⑦ その他

※ ⑤⑥は、当該選定委員会が担うすべての選定作業が終了した時点で公表します。

8 指定管理者の指定

指定管理候補者は、府議会での議決を経た後に府が指定管理者として指定し、その旨を府が告示します。

9 協定の締結

府と指定管理候補者が協議を行った上で、下記項目について、令和8年度から令和17年度まで、協定を締結します。

※指定管理者として複数の法人等が共同して申請したグループが指定された場合は、指定期間開始までに共同事業者間の協定書を提出していただきます。

・業務名称	・個人情報の保護
・履行場所	・秘密の保持
・指定期間	・文書管理
・指定管理料の金額	・個人情報、データの管理
・総則	・情報セキュリティ対策の実施
・使用目的	・情報公開
・基本的な業務等の範囲	・人権研修の実施
・指定管理者の責務	・モニタリング（点検）の実施
・危機管理マニュアルの策定	・利用者満足度調査の実施
・審査請求の取扱い	・原状回復
・事業計画の内容	・指定取消し
・事業報告書等の提出書類の内容	・保険加入
・収益に対する還元の支払い方法と時期	・損害の賠償
・指定管理料の支払い	・自主事業
・協議	・第三者への委託の禁止等
・備品等の費用負担	・指定の辞退等
・リスク負担	・重要事項の変更の届出
・施設等の利用	・業務の引継ぎ方法
・書類の提出	

1 0 引継ぎ事項

- ① 令和8年度からの管理運営が円滑に開始できるよう、新たに指定管理候補者が選定された段階で、現指定管理者と必要な引継ぎを行うことを求めるものとします。引継ぎに要する費用は、すべて、指定管理候補者の負担とします。また、現指定管理者と同様の守秘義務が課せられます。
- ② 令和7年度中に現指定管理者が受けた施設利用等の予約については、予約時と同一条件での利用を保証することになります。
- ③ 施設の維持補修等、施設設置者である府が求める引継ぎに、応じていただく場合もあります。
- ④ 令和8年度の予約対応に支障が出ないように、予約者が希望するプログラム内容等情報の管理には万全を期してください。
- ⑤ 当該施設で清掃業務に従事している知的障がい者が引き続き就業を希望する場合は、その意向を尊重し円滑に就業されるよう、新旧の指定管理者や、その他関係者も含めた調整に努めてください。
- ⑥ 次回の指定管理者公募について、手続きを進める際、指定管理者には、公募に必要な資料の提供や現場説明の実施等に関して協力していただきます。

1 1 モニタリング（点検）の実施

（1）毎年度の評価

府では、年度ごとに、その運営の状況について、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会によるモニタリング（点検）を実施します。モニタリングは、業務について、点検・評価を行い、それをフィードバックすることで、さらに利用者サービスの向上につなげていくためのものです。指定管理者には、自己評価を行っていただくなど、取組みをお願いします。

なお、自己評価については、施設所管課による評価項目ごとの評価と、それらを総括した年度評価とあわせ、指定管理者評価委員会に報告させていただきます。

少年自然の家にかかる評価においても、評価項目ごとに、S（優良）、A（良好）、B（ほぼ良好）、C（要改善）の4段階で行います。

また、次の要件に該当し、指導・助言しても改善の見込みがないと判断する場合、自然の家条例第11条第1項各号に該当するものとして、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

- ・別紙5の2による施設設備の投資について計画通りに完了していない場合

（2）総合評価

令和16年度（指定期間の最終年度の前の年度）に、施設所管課においてそれまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を実施します。

（3）総合評価結果の次回指定管理者選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、少年自然の家の次回の指定管理者の選定公募に

申請し、かつ当該管理者が、上記（２）の総合評価結果が最低評価（Ⅳ）である場合、次回の選定において採点評価に減点措置（※）を講じることとします。

※減点措置

総合評価結果が最低評価となった場合、当該事業者の採点評価については、別紙７に記載の《審査基準》に記載の配点のうち、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点に対して、10%の減点率を乗じることとします。なお、対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について、個々に減点措置を適用することとします。また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用します。

（４）最終評価

令和１７年度（指定期間の最終年度）に、施設所管課において指定期間を通じての年度評価、改善評価、是正指示の状況等を踏まえた最終評価を実施します。

施設の内容

1 建築延床面積内訳

管理棟	4,052.53	m ²
宿泊棟	2,904.82	m ²
体育館棟	655.65	m ²
野外炊飯場棟	179.56	m ²
いろりの館	253.50	m ²
展望台	12.96	m ²
その他	1,002.95	m ²
計	9,071.97	m ²

2 主な施設

屋内

施設名	定員
宿泊室（50室：各室8名）	400
大研修室	100
中研修室	70
小研修室	50
オリエンテーションホール	200
クラフト室	50
ピロティ広場	100
いろりの館（2階建）	各40
大浴室場	50
小浴室場	30
介護浴室	2～3
体育館	400

屋外

施設名	備考
野外炊飯場	3ヶ所。雨天時も使用可能。定員は約600人。
多目的広場	2,500 m ² 。テント泊はこの場所で行う。
キャンプファイアー場	6ヶ所。
屋根付きキャンプファイアー場	1ヶ所。
ハイキングコース・展望台	展望台まで3コース。片道約45分。
野外ステージ	階段状の席は約400人収容可能。
つどいの広場	朝礼、全体集合場所等に使用。
アスレチック	2ヶ所。
バーベキューガーデン	日帰り専用バーベキュー施設 2名～100名まで可能。

利用・運営状況

1 利用者数

(単位：人)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
日帰り	38,158	40,904	43,984
宿泊	38,845	49,897	48,319
合計	77,003	90,801	92,303

2 利用者の内訳

(単位：人)

区分			令和４年度	令和５年度	令和６年度
宿 泊	宿泊棟	未就学	800	1,308	1,067
		小学生	11,531	12,864	13,541
		中学生	13,037	12,798	12,610
		高校生	2,238	5,398	3,691
		他学生	1,762	4,160	3,523
		指導者	2,910	3,548	2,501
		他大人	5,617	8,970	10,541
		計	37,895	49,046	47,474
	テント	未就学	13	7	7
		小学生	243	187	157
		中学生	96	100	86
		高校生	170	170	184
		他学生	32	45	122
		指導者	51	97	31
		他大人	345	245	258
		計	950	851	845
日帰り		未就学	1,313	1,575	1,349
		小学生	10,511	11,087	12,364
		中学生	13,282	12,821	13,043
		高校生	1,618	2,423	2,585
		他学生	1,419	1,834	2,373
		指導者	3,270	3,714	2,978
		他大人	6,745	7,450	9,292
		計	38,158	40,904	43,984

3 月毎利用者数

(単位：人)

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	4,175	7,306	5,959	3,994	2,505	2,751	3,438	2,172	1,367	795	644	3,739	38,845
日帰り	3,580	8,274	5,536	3,720	2,564	3,240	3,684	2,542	786	864	1,035	2,333	38,158
合計	7,755	15,580	11,495	7,714	5,069	5,991	7,122	4,714	2,153	1,659	1,679	6,072	77,003

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	4,816	8,343	5,739	5,044	6,941	4,691	2,764	2,934	1,302	1,134	1,521	4,668	49,897
日帰り	3,196	8,633	6,385	4,443	2,666	3,586	3,166	4,450	1,335	547	710	1,787	40,904
合計	8,012	16,976	12,124	9,487	9,607	8,277	5,930	7,384	2,637	1,681	2,231	6,455	90,801

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	6,486	8,130	6,522	4,636	5,467	3,575	3,639	2,608	1,488	669	1,545	3,554	48,319
日帰り	4,074	9,870	7,421	3,403	3,273	2,808	3,668	2,204	1,169	968	3,274	1,852	43,984
合計	10,560	18,000	13,943	8,039	8,740	6,383	7,307	4,812	2,657	1,637	4,819	5,406	92,303

4 食堂利用状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食数	158,932	242,529	179,637
売上(円)	85,920,024	108,779,995	105,492,275

5 外部委託の状況

(単位：円)

業務名	再委託業者	契約金額
汚泥搬出業務	辻義設備	180,000
汚水処理施設維持管理業務 浄化槽濃度測定業務	辻義設備 ケイ・エス分析センター	1,740,000
消防用設備点検業務(機器)	和泉防災	154,000
消防用設備点検業務(総合)	和泉防災	176,000
防火設備点検	和泉防災	149,600
防火対象物点検	和泉防災	136,000
建設設備点検	和泉防災	110,000
特定建築物調査(3年に1回)	和泉防災	100,000
LPガス強制気化装置(ペーパーライザー)保守点検業務	昭栄ガス	82,500

ボイラー排ガス測定業務	ダイキンエアテクノ	189,200
自家用電気工作物保安管理業務	ダイキンエアテクノ	559,680
灯油地下タンク保守点検	タツノ	71,500
浄化槽検査業務	辻義設備	契約金額に含む
公用車点検	トヨタ商事	(リース料に含む)
温水ヒーター（ボイラー）運転・点検業務	三和管財	3,628,763
受水槽清掃業務	三和管財	70,000
特別清掃業務	三和管財	857,648
害虫・鼠防除業務	三和管財	487,080
空気環境測定	三和管財	462,000
水質検査（16項目、11項目、消毒副生成物）	三和管財	110,000
浴槽水水質検査	三和管財	28,572
小荷物昇降機保守点検	菱電エレベーター	66,000
大型フロン機器保守点検	ダイキンエアテクノ	45,100
植栽・山林管理業務	森林組合	令和6年度は自前で実施

6 収支状況

(単位：千円)

	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	宿泊部門収入	72,956	101,445	98,581
	食堂部門収入	87,359	108,780	105,492
総収入 A		160,315	210,225	204,073
事業費用 B		223,024	260,395	263,083
	人件費	93,814	106,835	113,338
	光熱水費	32,110	28,205	31,014
	消耗品費	3,267	4,996	4,432
	宣伝費	604	783	1,361
	原材料費	48,865	58,849	60,878
	修繕費	4,338	13,213	3,128
	手数料	89	123	144
	委託料	10,171	11,515	12,530
	公租公課費	8,037	11,372	11,221
	賃借料	3,358	3,116	1,537
	施設整備費	2,729	4,351	6,783
	その他	6,624	9,829	7,125
	自主事業に係る経費	9,018	7,208	9,592
損益 A-B		▲62,709	▲50,170	▲59,010
委託料		59,997	59,966	59,907

7 令和6年度の実施事業

月	日	事業名	対象 定員	参加費	参加者数
4月	27日(土)～ 28日(日)	ゴールデンウィークお泊りバック①	家族、一般 各回12組30名	高校生以上10,000 4歳～中学生9,000	4組12名
	28日(日)～ 29日(月)	ゴールデンウィークお泊りバック②		3歳以下700	7組15名
5月	4日(土)～ 5日(日)	ゴールデンウィークお泊りバック③	家族、一般 各回12組30名	高校生以上10,000 4歳～中学生9,000	18組63名
	5日(日)～ 6日(月)	ゴールデンウィークお泊りバック④		3歳以下700	15組46名
	12日(日)	親子deしげんのようにちえん①	園児(4, 5歳) を含む家族 10組30名	大人3,000 子ども2,000	12組32名3
	25日(土) 26日(日)	※ガーデンイベント①えほんでいただきます① ※ガーデンイベント①えほんでいただきます②	幼稚園年中～小学生 をふくむ親子 各日10組30名 程度	親子ペア4,500 追加参加者 大人1,200 子ども1,000 3歳以下100	14組48名 14組52名
6月	1日(土) 1日(土)～2日(日) 2日(日) 8日(土) 8日(土)～9日(日) 9日(日)	ガーデンイベント② はたるのタベ①日帰り はたるのタベ①宿泊 はたるのタベ②日帰り はたるのタベ③日帰り はたるのタベ③宿泊 はたるのタベ④日帰り	子どもを含む家族 各日10組30名	大人日帰り3,000 宿泊5,500 子ども日帰り2,500 宿泊4,500 3歳以下日帰り100 宿泊500	3組8名 7組27名 10組33名 4組13名 6組19名 雨天中止
	15日(土)～ 16日(日)	フォレストジュニアクラブ①	小学3～6年生 36名	13,000	33名
	23日(日)	もりのこくらぶ①	小学1・2年生 15名	5,000	19名
	29日(土)～ 30日(日)	そぶらリーダー研修①	学生 10名	-	5名
7月	7日(日)	親子deしげんのようにちえん②	園児(4, 5歳) を含む家族 10組30名	大人3,000 子ども2,000	12組32名
	20日(土) 21日(日)	こどもシャワークライミング① こどもシャワークライミング②	小学3～6年生 各30名	7,000	各27名 計54名
8月	6日(火)～ 9日(金)	※中高生チャレンジキャンプ	中学生～高校生 12名	中学生30,000 高校生31,000	14名
	10日(土) 11日(日) 12日(月) 13日(火) 14日(水) 15日(木) 16日(金) 17日(土) 18日(日)	ガーデンイベント③ 流しそうめん体験① 流しそうめん体験② 流しそうめん体験③ 流しそうめん体験④ 流しそうめん体験⑤ 流しそうめん体験⑥ 流しそうめん体験⑦ 流しそうめん体験⑧ 流しそうめん体験⑨	2名以上の家族・グループ	1卓8人まで2,500 +食材 高校生以上1,100 4歳～中学生900	9組46名 中止 9組33名 6組24名 8組30名 6組29名 6組27名 8組48名 9組46名
	14日(水)～ 18日(日)	※こどもワイルドキャンプ	小学4～6年生 24名	40,000	24名
	24日(土)	おとなのえんそく①(シャワークライミング①)	成人、一般12名	7,000	10名
9月	1日(日)	もりのこクラブ②	小学1・2年生 15名	5,000	中止 (予定20名)
	7日(土)～ 8日(日)	フォレストジュニアクラブ②	小学3～6年生 36名	13,000	34名
	15日(日)～ 16日(月)	SWバック①	家族・グループ 30名	高校生以上10,000 4歳～中学生9,000 3歳以下700	8組30名
	22日(日)～ 23日(月)	SWバック②	家族・グループ 30名	高校生以上10,000 4歳～中学生9,000 3歳以下700	13組38名
	22日(日) 23日(月)	ガーデンイベント④(家族でツリーイング体験) ガーデンイベント④(家族でツリーイング体験)	家族、一般 各回12組30名	ツリーイング体験あり 大人(高校生以上) 6000 小人(年長～中学生) 5000 ツリーイング体験なし 4歳以上2,000 3歳以下100	9組36名 12組37名
	28日(土)～ 29日(日)	そぶらリーダー研修②	学生 10名	-	15名
10月	5日(土)～ 6日(日)	ファミリーキャンプ	12家族50名	大人(高校生以上) 11,000 子ども(4歳～中学生) 8,000 3歳以下700	12組32名
	20日(日)	第35回乗馬体験と臨床動作法	知的障がいがある 子どもと家族 10組25名	1人3,000	10組26名
	26日(土)～ 27日(日)	女性のためのキャンプ体験会	成人女性 15名	1人11,000	13名
11月	10日(日)	もりのこクラブ③	小学1・2年生 15名	5,000	15名

	17日(日)	第18回大阪アドプトフォレスト	小学4年生～中学生を含む家族 30名	無料	24組73名
	24日(日)	親子deしぜんのようちえん③	園児(4,5歳)を含む家族 10組30名	大人3,000 子ども2,000	12組31名
	30日(土)～ 12月1日(日)	フォレストジュニアクラブ③	小学3～6年生 36名	13,000	38名
12月	7日(土)	おとなのえんそく②(ツリーイング&焼き芋づくり)	成人、一般12名	7,000	10名
	14日(土) 15日(日)	ガーデンイベント⑤(自然をまるかじり・ダッジオープン①) ガーデンイベント⑤(自然をまるかじり・ダッジオープン②)	家族・小グループ(4名まで) 各10組30名	4人グループ 4,000	7組24名 10組46名
	21日(土)～ 22日(日)	クリエイターキャンプ①	小学4～6年生 20名	15,000	20名
1月	11日(土)～ 12日(日) 12日(日)～ 13日(月)	冬のお泊りパック① 冬のお泊りパック②	家族・グループ 各30名	大人(高校生以上) 8,000 子ども(4歳～中学生) 7,000 3歳以下700	12組38名 9組26名
	18日(土)～ 19日(日)	指導者養成講座 ツリーイングクライマー資格認定講座	大人 8名	37,000	6名
	19日(日) 26日(日)	たき火を楽しもう① たき火を楽しもう②	各50名	高校生以上1,000 4歳～中学生800 3歳以下100	19組62名 23組75名
	26日(日)	親子deしぜんのようちえん④	園児(4,5歳)を含む家族 各10組30名	大人3,000 子ども2,000	11組31名
2月	1日(土)～ 2日(日)	クリエイターキャンプ②	小学4～6年生 20名	15,000	12名
	2日(日)	たき火を楽しもう③	50名	高校生以上1,000 4歳～中学生800 3歳以下100	11組33名
	11日(火)	第39回オープンデー ※えほんのひろば(併催) オープンデー後夜祭(キャンプファイヤーのみ) オープンデー後夜祭(夕食・入浴付)	どなたでも 500名 100名 50名 50名	無料 無料 100 1,000	1396名 900名 121名 146名
	16日(日)	たき火を楽しもう④	50名	高校生以上1,000 4歳～中学生800 3歳以下100	20組68名
	22日(土)～ 23日(日)	そぶらリーダー研修③	学生 10名	-	6名
	22日(土)～ 23日(日) 23日(日)～ 24日(月)	冬のお泊りパック③ 冬のお泊りパック④	家族・グループ 各30名	大人(高校生以上) 8,000 子ども(4歳～中学生) 7,000 3歳以下700	7組20名 17組57名
3月	1日(土)～ 2日(日)	フォレストジュニアクラブ④	小学3～6年生 36名	13,000	37名
	8日(土)～ 9日(日)	もりのこクラブ④(宿泊)	小学1・2年生 15名	10,000	17名
	20日(木)	※防災DAYキャンプ(72Hサバイバル)	小学生以上 50名	5,800	83名

※府主催事業

利用料金等

自然の家条例に規定する利用料金の上限額

区分		単位	金 額	
利用するものの構成員	利用形態		(円)	
児童・生徒等	宿泊	一人一泊	590	府の区域内に事務所等の所在地が存在ものの以外のもが利用する場合 この表に掲げる金額に1. 3を乗じて得た額
			470	
	日帰り		190	
その他の者	宿泊	一人一泊	1, 300	
			920	
	日帰り		350	

※ 「児童、生徒等」とは、4 歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずるものをいう。

現行の利用料金

区分		単位	金 額	
利用するものの構成員	利用形態		(円)	
			大阪府	大阪府以外
小人（4 歳～中学生）	宿泊	宿泊棟	590	760
			テント	470
	日帰り		一人一日	190
大人（高校生以上）	宿泊	宿泊棟	1, 300	1, 690
			テント	920
	日帰り		一人一日	350

1 泊：15 時～翌 15 時 日帰り：10 時～20 時

条例規定以外の経費（府に届け出が必要）

現行の食費

食 堂	(円)	野 外 炊 飯
朝食	650	カレーライス・焼きそば・豚汁等 (550 円～) バーベキュー (1,210 円～)
昼食	750	
夕食	1,050	

その他必要経費

- 宿泊利用の場合 シーツクリーニング代：250 円
冷房代：340 円（使用する場合）
- 野外炊飯を行う場合 まき 1 束 650 円、しば 1 束 550 円

府の公の施設の指定管理者として果たしていただく責務

府の公の施設として、自然の家の指定管理者の業務を行うにあたり、次の 1～17 について遵守していただきます。

1 個人情報保護の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第 5 章（行政機関等の義務等）の規定が適用されます。

《指定管理者に適用される主な規定（保護法第 5 章）の内容》

- ① 個人情報の保有に関する制限
 - a 所掌事務等に必要な場合への限定及び利用目的の特定（保護法第 61 条第 1 項）
 - b 利用目的達成のために必要な範囲を超えた保有を制限（保護法第 61 条第 2 項）
- ② 取得及び利用の際の遵守事項
 - a 利用目的変更の制限（保護法第 61 条第 3 項）
 - b 本人から書面により取得する際の利用目的の明示（保護法第 62 条）
 - c 不適正な利用・取得の禁止（保護法第 63 条及び第 64 条）
 - d 利用目的の達成に必要な範囲内における正確性確保の努力義務（保護法第 65 条）
- ③ 安全管理措置等
 - a 漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要な措置を講じる義務（保護法第 66 条第 1 項、第 2 項）
 - b 業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない従事者の義務（保護法第 67 条）
- ④ 利用及び提供の制限
 - a 利用目的以外の目的のための利用及び提供禁止の原則（保護法第 69 条第 1 項）
 - b 例外的に利用及び提供が認められる場合（保護法第 69 条第 2 項）
 - c 他法令との適用関係（保護法第 69 条第 3 項）
 - d 行政機関等の内部における利用の制限（保護法第 69 条第 4 項）
 - e 提供を受ける者に対する必要な制限、又は漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置の要求（保護法第 70 条）

（留意点）

指定管理者が保護法上の「個人情報取扱事業者等」に該当する場合は、保護法改正前と同様に保護法第 4 章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規定も遵守する必要があります。

その場合、保護法第 5 章（行政機関等の義務等）において、要配慮個人情報に係る取得制限などの規定はありませんが、保護法第 4 章（個人情報取扱事業者等の義務等）の要配慮個人情報の取得制限（保護法第 20 条第 2 項）等の規定は適用されますので、ご注意ください。

2 情報セキュリティ対策の実施

情報資産に対する管理体制を明確にして府に提示するとともに、守秘義務を守り、適切な情報セキュリティ対策を講じてください。

(情報セキュリティ対策の例)

従業員に対する教育の実施、提供された情報の目的外利用及び契約者以外の者への提供の禁止、再委託等に関する制限事項の遵守、業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

3 情報公開への対応

指定管理者は、自然の家の管理運営業務に関し、府が定める下記の資料を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

《情報公開について》

府に提出していただく申請書類等は、情報公開請求の対象となります。

また、提出書類中、府が定める資料については、大阪府情報公開条例に定める適用除外事項に該当する情報を除いて、当該施設で閲覧できるようにしていただきます。(府では、担当課・府政情報センターで閲覧できるようにし、⑤は府のホームページにも掲載します。)

※府が定める資料

- ①指定管理者指定申請書、②事業計画書(事業開始時)、③収支計画書、
- ④管理体制計画書、⑤協定書、⑥各年度の事業報告書、⑦各年度の事業計画書

4 労働関係法令の遵守

指定管理者は、自然の家の管理運営に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律ほか労働関係法令を遵守してください。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、
労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

5 公正採用への対応

指定管理者(共同事業体の場合は各構成員)は、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員(以下、「推進員」という)」を選任してください。

なお、府内にある一定規模の事業所ごとに設置が必要です。

また、新たに「推進員」として選任された方は、大阪府が開催する「推進員」を対象とした「新任・基礎研修」を受講してください。

(以前から「推進員」に選任されており、本研修を受講していない方も受講してください。)

《一定規模の事業所とは》

- ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所
- ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

6 人権研修の実施

指定管理者は、自然の家の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

7 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、施設の立地・構造を十分にふまえた防災・安全対策を講じるとともに危機管理対応マニュアルを策定し、府に提出してください。また、緊急連絡体制の整備や訓練の実施、消防・警察等の関係機関との連携強化など、必要な危機管理体制を確立してください。さらに、危機管理体制の点検を随時行い、必要に応じ危機管理対応マニュアルの見直しをしてください。

8 府が実施する事業への協力

府が実施する事業への支援・協力を積極的に行ってください。

例：男女いきいき・元気宣言への登録、関西エコオフィス宣言、行祭事イベント等

なお、指定管理者が実施する利用者アンケートとは別に、府が原則3年に1度、実施する利用者満足度調査に協力をさせていただきます。

9 知的障がい者等の継続雇用の取組み

自然の家では、知的障がい者が1名（週の総労働時間は24時間）清掃業務に従事しています。指定管理者は、同様の体制を維持して清掃業務を行ってください。

なお、その際、当該施設で清掃業務に従事する知的障がい者が引き続き就業を希望している場合は、その意向を尊重してください（雇用方法については別途提案していただきます。）。

また、知的障がい者等の現場就業にあたり、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）等の活用も含め、以下の例を参考に、障がい者の職場定着の推進を図ってください。

<参考：職場定着支援の例>

- ・専任支援者の配置
- ・地域の支援機関（障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等）との連携した支援体制の構築
- ・個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討
- ・仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫
- ・障がい者のモチベーションを維持する仕組み
- ・障がい者のキャリアアップ（技能開発、技術力向上等）の仕組み
- ・働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援
- ・障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築
- ・課題解決のための支援体制の構築
- ・障がい者理解促進のための社内研修

※知的障がい者等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいいます。

10 府庁環境マネジメントシステム（府庁EMS）等に基づく環境の取組み

① 府庁では「環境管理基本方針」を掲げ、府庁EMSを構築して、府庁のあらゆる事業において環

境負荷削減に取り組むこととしており、自然の家においても同様に取組んでいただきます。

(ア)「ふちようエコ課計簿」への記入：省エネ等環境の取組みに関する年度目標の設定、達成状況の評価及び改善について、年度ごとの管理記録様式「ふちようエコ課計簿」に記入していただきます。

(イ) グリーン調達の推進：「大阪府グリーン調達方針」に基づき、物品や電力等のサービスの調達、委託役務や工事発注に際して、環境に配慮した調達等に取り組んでいただく必要があります。

※当該施設で使用する物品に関しては、指定管理者が本社等で一括購入して調達する場合でも、グリーン調達方針に沿った対応が必要です。仕様を満たすグリーン調達基準適合品が無いなど、基準への準拠が困難な場合は、環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課と協議してください。

② 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、本項目において「法」という。）」に基づきエネルギー管理を行い、国に報告書等を提出する義務が課されており、指定管理者制度導入施設についても同法が適用されます。また、府は「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン」を定め、CO2排出削減に取り組むこととしています。これらを踏まえて、以下の点について対応していただきます。

(ア) 法に基づき、管理する施設ごとに前年度分の年間エネルギー使用量を把握の上、府庁EMSで定める所定の様式に記入し、毎年府に報告してください。

※同法により既にエネルギー管理指定工場に指定されている施設は、従来どおり法が求める報告書等を作成し、府に提出してください。

(イ) 法及び温室効果ガス削減アクションプランに基づき、省エネや、再エネを活用しCO2排出係数の低い電力調達に努めるなど、CO2排出削減の取組みを行ってください。

11 第三者への委託を行う場合の確認事項

大阪府では、業務の委託を行う際、大阪府の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないこととしています。第三者への委託を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認ください。

また、第三者へ委託する場合、委託金額にかかわらず、その相手方から大阪府暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、大阪府へ提出してください。

12 ネーミングライツ等施設の有効活用への協力

ネーミングライツとは、日本語では「命名権」と訳され、一般には、公共施設等がもつ媒体価値をもとに、企業の社名やブランド名等を施設等の愛称に付与する権利をいいます。

現在、大阪府では、公の施設をはじめ歩道橋などにネーミングライツを導入しています。

ネーミングライツ導入の大阪府にとっての目的・効果は、命名権を付与することにより、その対価として新たな収入の確保及び、得られた収入の活用による府民サービスの向上です。ネーミングライツを取得した事業者にとっての目的・効果は、命名した愛称が府の広報活動やマスメディア等を通じて露出する機会を得られ、企業名や商品名の宣伝効果等です。

当施設については、今後、ネーミングライツを実施する場合があります。

施設の指定管理者の皆様には、こうした府の取組みにご理解をいただき、ネーミングライツやその他広告等の導入につき、ご協力をお願いします。

13 利用者満足度調査の実施

毎年度、利用者満足度調査を実施し、調査結果、対応方針等について公表してください。具体的な実施内容については府と協議してください。

14 備品管理について

指定管理業務に関して必要な備品等の購入費用については、指定管理者が、ご負担ください。なお、これら備品等は協定終了後、大阪府が所有することになります。ただし、府と協議をしていただいたうえで、備品を指定管理者の所有とすることもできます。

備品管理にあたっては、大阪府の備品管理ルールを徹底いただくとともに、府所有の備品、指定管理者所有の備品及び協定終了後大阪府が所有する備品について区別して管理するようご注意ください。

15 各種税の取扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人府民税、法人事業税、法人市（町村）民税、事業所税等の納税義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

《問合せ先》 法人府民税、法人事業税・・・各府税事務所の法人課税課
法人市（町村）民税・・・各市役所（町村役場）の法人市（町村）民税担当課

16 施設賠償保険の加入

指定管理者は、管理運営業務を開始する日までに、次の内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入してください。なお、保険契約を締結するにあたり、府を追加被保険者としてください。

施設賠償責任保険 対人賠償 1 事故につき：1 億円、1 名につき：1 億円
対物賠償 1 事故につき：500 万円

17 ハートフル条例に基づく障がい者雇用状況の報告について

指定管理者の指定（公募に応じて指定の申請をした場合に限る。）を受けた事業主（公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者 40.0 人以上の事業主）は、「指定を受けた日」の翌日から起算して、10 日を経過する日までに大阪府知事に報告してください。

詳しくは：<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>

施設の効用を最大限発揮するための方策

1 施設の維持及び補修に関する提案

施設については、「大阪府立少年自然の家管理運営業務要求水準書」に従い、維持していただきますが、建設後40年が経過していることから、施設・設備の改修・更新の必要性が高まっています。このため、別紙6に示すリスク分担を踏まえつつ、施設の維持管理計画や危機管理体制について提案いただくとともに、保守点検や施設・設備の管理・更新について、実施手法の工夫や新たな手法があれば提案してください。

2 利用促進に向けた施設サービスの向上に関する提案

10年間における施設利用者数の増加を図るために行う、施設・設備の改修、又は備品の購入等の投資について、提案してください。これは毎年度、指定管理者の発意により、リスク分担に基づき実施いただく維持補修とは別に、利用率の向上という施設の有する課題に対応するために必要な投資について提案いただくものです。

なお、投資により購入した備品は指定期間終了時に府に引き渡すこととします。

(1) 投資内容

【投資をすることにより期待する、今後の府立少年自然の家の姿】

府立少年自然の家は、小中学校の児童・生徒や、地域の子ども会などの団体を中心に、野外活動の機会を提供する社会教育施設であり、今後も引き続き、社会教育施設としての役割を果たしていきます。

加えて、近年では、企業向け研修や外国からの利用者等、幅広く利用され始めています。今後は、児童・生徒だけではなく、大人や家族連れなど国内外の幅広い層を対象としたイベントの実施や、施設自体の魅力アップに取り組み、利用者増による施設の活性化をめざします。

上記内容を踏まえた提案内容とあわせて、投資金額、投資により期待できる効果（閑散期での効果を含む）、対象とする利用者層を提案してください。

【投資例】

- 小中学校の児童・生徒や地域の子ども会等、既に利用いただいている利用者層の拡充に向けた投資（特に11月から2月の閑散期における利用者の拡充）
 - ・宿泊棟客室、オリエンテーションホール、体育館、浴室、食堂など屋内施設の利便性向上、利用者増のための投資（客室等の改修や機能向上、充実した研修、集会、屋内イベントができる設備の新設、改修など）
- 大人や家族連れ等の利用等、新規の利用者層の獲得に繋がる投資
 - ・野外ステージ、バーベキューガーデン、広場、展望台などの屋外施設の利便性向上、利用者増のための投資（多様な利用者が楽しめるイベントのための施設改修や新設、他イベントと併催すること等により利用客増を見込める改修など）
 - ・自主事業のための施設改修や新設（イベントのための広場の改修、新設など）

(2) 投資時期

投資は、令和8年度から実施し、遅くとも令和12年度末までに完了するよう年次計画に基づき提案してください。

(3) 投資額及び回収計画

総額3,000万円以上の提案を応募要件とします。なお、投資にかかる経費に府が支払う指定管理料をあてることはできません。利用者数の増加に伴う収益から回収できるよう、事業計画、収支計画を策定してください。

また、提案した内容の投資額が提案金額を下回った場合は、府と協議のうえ、提案金額以上となるよう追加投資を行っていただきます。

なお、提案による投資以外に、利用促進に向けた自主的な投資を行うことも可能ですが、その場合、費用計上は認めないものとします。

(4) 建築基準法上における建築確認について

施設・設備の改修にあたり、建築基準法上の建築確認申請が必要となるような投資は行わないでください。建築確認申請が必要かの判断は、建築基準法等各種関係法令等の規定を十分確認の上、関係自治体に確認するようにしてください。

3 利用促進に向けたその他のサービス向上方策の提案

閑散期をはじめとする利用者数の増加のための広報戦略や、サービスの向上方策について具体的に提案してください。

4 府主催プログラムの実施に関する提案

府主催事業として、多様化、複雑化する今日的な教育課題に対応するため、各分野の専門家や関係機関・団体等と連携して、自然体験、生活体験、交流体験といった体験活動を組み込んだ以下の分野のプログラムを企画・実施してください。

① 新たな教育課題への対応

障がい者、不登校、児童虐待など学校や家庭だけでは解決が困難な課題に対応した体験活動の実施について、対象者、実施規模（参加人数）、実施回数（3回以上）、実施内容（専門機関等との連携を含む）、見込まれる効果を提案してください。

② 長期宿泊体験

子どもたちの社会性の育成や適切な人間関係の習得等のため、長期宿泊体験により集団生活の中で協調性、自律性を育むことが効果的であることから、原則として小学生を対象とする3泊4日以上宿泊体験プログラムについて、対象者、参加規模（参加人数）、実施回数（1回以上）、実施内容、見込まれる効果を提案してください。

③ 読書活動と結びつけた自然体験の推進

読書活動の推進は、子どもの「生きる力」をはぐくむために不可欠であり、また、就学前から中学時代までの読書活動と体験活動の両方が多い高校生・中学生ほど、自尊感情・共生感等の現在の意識・能力が高いとの国立青少年教育振興機構の調査研究結果が出ています。子どもが、読書活動と自然体験活動の両方に親しむきっかけづくりとなる事業について対象者、参加規模（参加人数）、実施回数（1回以上）、実施内容、見込まれる効果を提案してください。

④ 「持続可能な開発目標（SDG s）」を取り入れた体験的な学びの提供

食育、環境学習など「持続可能な開発目標（SDG s）」を取り入れた体験的な学びを提供する活動の実施について、対象者、参加規模（参加人数）、実施回数（1回以上）、実施内容、見込まれる効果を提案してください。

5 利用者満足度等の把握及び施設の管理運営等への反映

利用者の満足度及び利用団体の活動目標の達成度の把握方法とともに、それに対する分析・評価及び、施設の管理運営やサービスの向上、指導助言、実施プログラム等への反映について、具体的に提案してください。

6 施設の設置目的に応じた自主事業の実施に関する提案

施設の設置目的に応じた自主プログラムを実施する場合は、その内容について具体的に提案してください。青少年はじめ多様な層の利用の促進につながる魅力的なプログラムを実施していただき、利用者数の増加、特に閑散期における利用者数の増加、青少年以外の大人やファミリー層、国内外からの利用者数の増加に寄与していただけることを期待しています。

① 事業のコンセプト及びターゲット

② 事業内容（対象、時期、内容、参加料等）

7 上記6以外の自主事業の実施に関する提案

施設の設置目的を損なわない範囲で、自主的に収益事業を実施する場合は、以下について提案してください。

① 事業のコンセプト及びターゲット

② 事業内容

8 施設利用者数目標（10年間）

上記1から7の提案を踏まえ、10年間の施設利用者数の増加目標を設定し、令和7年度の利用者見込数（宿泊、日帰り計9万人）からの増加数を年次毎に提案してください。なお、内数で閑散期（11月～2月）の人数を提案してください。

【リスク分担表】○印が、リスク負担者

	種類	内容	負担者	
			大阪府	指定 管理者
共通	法令の変更	管理運営業務に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
	金利	金利の変動		○
	資金調達	必要な資金確保		○
	周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
	安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
	第三者賠償	維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合		○
	管理運営業務および事業の中止・延期	府の責任による中止・延期	○	
		法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止	○	
		指定管理者の責任による中止・延期		○
		指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請 段階	申請コスト	申請コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
準備 段階	引継コスト	前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○
維持 管理 ・ 運営 段階	物価	物価変動		○
	改修・維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○
		府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
		施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修		○
		施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる維持補修	○	
		指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修		○
		法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
		事故・火災を原因とする施設・設備・外構の維持補修		○
		第三者の事故等を原因とする損傷の補修		○
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧	協議事項	
	宣伝広告	管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費		○
	資料の作成	教育委員会の求めによる管理運営業務に関する資料の作成		○
	天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
	運営の改善	指定管理者評価委員会の意見等に基づき、大阪府として改善が必要と決定したもの		○
	市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少		○

審査基準

- I 自然の家の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができるか。
- II 自然の家の効用を最大限に発揮させることができるか。
- III 自然の家の管理運営業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有しているか。
- IV 自然の家の管理に係る経費の縮減を図ることができるか。
- V その他、大阪府施策との整合など自然の家の管理に際して必要とする取組みを行っているか。

評価方針	評価項目	点数
I 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【2点】	(1) 施設の設置目的及び管理運営方針	1点
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	1点
II 施設の効用を最大限発揮するための方策 (個々事業についての取組み内容や手法・実施体制の適切さ) 【37点】	(1) 投資による活性化策	19点
	(2) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	5点
	(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	8点
	(4) 施設の維持管理の内容、的確性(質の確保)及び実現の可能性	5点
III 適正な管理業務(全般)の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【11点】	(1) 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	3点
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	4点
	(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤	4点
IV 管理に係る経費の縮減に関する方策 【40点】	施設の管理運営に係る経費の内容 $40点 \times (\text{提案価格のうち最低価格} / \text{提案価格}) = \text{得点}$ ただし、参考価格を上回る提案は原則0点とする。	40点
V その他管理に際して必要な事項 【10点】	府施策との整合 ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 6点 - 就職困難層への雇用・就労支援(2点) - 障がい者の実雇用率(1点) - 知的障がい者等の現場就業状況(3点) ・環境問題への取組み 2点 ・府民、NPOとの協働 1点	10点

※府施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難層への雇用・就労支援(2点)についての配点の内訳は下記のとおりとする。

ア ・地域就労支援センター ・大阪府母子家庭等就業・自立支援センター【注1】 ・自立支援センター【注2】 ・地域若者サポートステーション【注3】 ・生活困窮者自立相談支援機関 ・大阪ホームレス就業支援センター ・大阪保護観察所長による就労支援証明書（保護観察対象者等の雇用に関する証明）【注4】の提出により、就職困難者の雇用を評価する。 （一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への加入、大阪府障がい者サポートカンパニー又は大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業としての登録、大阪保護観察所への協力雇用主としての登録【注4】。	雇用者1名 ⇒ 0点 雇用者1名+C-STEP 加入、障がい者サポートカンパニー等の登録又は協力雇用主としての登録 ⇒ 1点 雇用者2名 ⇒ 1点 雇用者2名+C-STEP 加入、障がい者サポートカンパニー等の登録又は協力雇用主としての登録 ⇒ 2点 雇用者3名以上 ⇒ 2点 （以上、2点を上限）
イ ・上段の雇用に際して、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用して支援を行う場合 但し、アとイ併せて2点を上限とする。	アの点数に1点を加算

➤就職困難者の雇用については、原則として指定管理者の構成員による雇用とするが、今後、雇用を予定する場合も可とする。（構成員が外部委託等する事業者での雇用は対象外）

※既存で雇用されている場合は、令和4年8月8日以降に雇用され、申請日時点で在職している者を対象とする。なお、一定の雇用期間を定めて雇用され、その雇用期間を反復更新することにより、事実上、継続雇用されているような場合、反復更新される以前の雇用契約における就業時期が令和4年8月8日以降である雇用のみ評価する。

※今後雇用予定の場合、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行することが必要である。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とする。

➤なお、下記の雇用については、評価の対象外とする。

- ・構成員が外部委託等する事業者における雇用
- ・就労継続支援 A 型事業所における雇用

➤就職困難者の雇用は、常用雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する者を除く。

なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいう。

- ・1週間あたりの労働時間が30時間以上であること。
- ・雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。（すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれること）
- ・各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など）に加入していること。

➤なお、複数の法人等がグループを構成して申請する場合、C-STEPへの加入、サポートカンパニー等への登録及び保護観察所の協力雇用主としての登録は、全ての構成員に対して求めるものではない。また、申請時点での加入状況及び登録状況を評価するものとする。

➤各センターの利用証明は、各センターに登録されている方を対象として発行される。

【注1】採用時、大阪市又は堺市在住のひとり親家庭の親を雇用された場合は、各市のセンターで利用証明書を発行しますので、まずは府にお問い合わせください。

【注2】当該センターは、ホームレスを対象とした入所施設です。

【注3】地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。

【注4】保護観察対象者等の雇用及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録については、いずれも保護観察対象者等の就労支援に関する証明書の提出が必要。

（「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書（様式第7号）」により大阪保護観察所長あてに申請の上、本証明書の交付を受けること）

（申請書提出先）

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館5階

大阪保護観察所 事件管理グループ就労支援班（06-6949-6244）

申請書は大阪府 HP に掲載。

URL:https://www.pref.osaka.lg.jp/o020110/chiantaisaku/saihan_torikumi_fu/index.html

○参考

- ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）：大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事

業」及び「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者。

詳しくは：<https://www.c-step.or.jp/info01.html>

- ・大阪府障がい者サポートカンパニー等：障がい者の雇用や就労支援に積極的に取組む企業及び団体等を登録する制度。詳しくは：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>

- ・大阪保護観察所への協力雇用主としての登録：保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主として大阪保護観察所に登録するもの。

詳しくは、https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_osaka_osaka.html

▶障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）の具体的実施内容は以下のとおりです。

生活困窮者自立支援制度に基づき自治体に設置された自立相談支援機関の利用者について採用等の就労にかかわる諸活動を支援する。

（１）職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

（２）ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）

採用スケジュールの作成、受入環境の整備、就労希望者向け仕事説明会等の開催、採用予定者向け就労準備（体験等）の調整・実施等

（３）定着支援

自立相談支援機関と連携した支援の調整（職場に慣れるまでの間の支援、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応等）、共に働く従業員への研修等実施等

（４）その他の支援

「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得など就労分野における社会貢献に取り組む場合の支援

※障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）は、生活困窮者自立相談支援機関からの就職者のみが対象

就職困難層への雇用・就労支援について、提案いただく場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度４月１日現在の就職困難者の雇用実績について、「就職困難者雇用実績報告書」を４月１日経過後速やかに提出してください。
- ・また、年度途中において、就職困難者の雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「就職困難者雇用実績報告書」により、速やかに報告してください。
- ・就職困難者を新たに雇用する場合は、センター利用証明書又は保護観察対象者等の就労支援に関する証明書を提出してください。
- ・新規雇用及び継続雇用において、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用して、雇用に向けた調整を始めてください。
- ・優先交渉権者に決定したら速やかに、福祉部地域福祉推進室地域福祉課地域福祉支援グループへ、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用することを連絡してください。

なお、支援内容について、「障害者等の職場環境整備等支援組織活用実績報告書（就職困難層への雇用・就労支援）」により毎年度報告してください。

※障がい者の実雇用率（1点）については、以下のとおりとする。

- 令和7年6月1日現在で、障がい者雇用率（法定雇用率）を超えている場合に1点付与する。現在の民間企業の法定雇用率は2.5%であるため、実雇用率が2.5%以下であれば0点となります。
- また、複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。
- なお、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、法第44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の実雇用率を記載してください。

※知的障がい者等の現場就業状況（3点）の取扱いについては、以下のとおりとする。

- 「知的障がい者等」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいう。
- なお、本就業（雇用）について、就労継続支援A型事業所における雇用は含まない。

ア 現に現場で就業している知的障がい者等（以下「現就業者」という）の雇用を継続する場合は1点を付与する。

- ・現就業者が継続雇用を希望する場合は、継続雇用を行うこと。
- ・現就業者が継続雇用を希望しない場合は、現就業者数と同数となるよう新規雇用を行うこと。
労働条件については、1週間の総労働時間が30時間以上、各種保険加入を原則とする。

イ アに加え、新たに知的障がい者等を雇用する場合は、1点を付与する。

ただし、アの提案がない場合は加算しない。

- ・清掃あるいはその他の業務に従事させること。労働条件については、1週間の総労働時間が30時間以上、各種保険加入を原則とする。

ウ 大阪府では、障がい者等の職場環境を整備するため、障害者等の職場環境整備等支援組織の活用を推奨していることから、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合は1点を付与する。

- ・「障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）」の活用とは、知的障がい者等の新規または継続雇用にあたり、次の（1）～（3）に示す職場定着などについて、事業主が支援組織に支援を求めることをいう。

（1）職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

（2）ジョブマッチング（新規雇用を提案する場合）

採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

（3）定着支援

職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等

知的障がい者等の現場就業について、提案された場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の知的障がい者等の現場就業の状況について、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出してください。
- ・年度途中で雇用状況に変更（退職、採用等）があった場合は、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」により、速やかに報告してください。
- ・新規雇用または継続雇用において、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用して、雇用に向けた調整を始めてください。
- ・優先交渉権者に決定したら速やかに、職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用することについて、福祉部障がい福祉室自立支援課へ連絡してください。
- ・障害者等の職場環境整備等支援組織の活用状況について、「障害者等の職場環境整備等支援組織活用実績報告書（知的障がい者等の現場就業）」により毎年度報告してください。

- ・「就職困難層への雇用・就労支援」と「知的障がい者等の現場就業状況」に関し、同一人物を提案対象とすることは認めない。
- ・新たに知的障がい者等を雇用する場合は、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行する必要がある。

・知的障がい者等の現場就業にあたり、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）等の活用も含め、以下の例を参考に、職場定着の推進を図ること。

＜参考：職場定着支援の例＞

- ・専任支援者の配置
- ・地域の支援機関（障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等）との連携した支援体制の構築
- ・個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討
- ・仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫
- ・障がい者のモチベーションを維持する仕組み
- ・障がい者のキャリアアップ（技能開発、技術力向上等）の仕組み
- ・働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援
- ・障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築
- ・課題解決のための支援体制の構築
- ・障がい者理解促進のための社内研修

※環境問題の取組み（2点）については、以下の取組み項目についてそれぞれ1点を付与し、その合計点（最大2点）で評価する。

【脱炭素に向けた取組み】1点

申請者（グループを構成する場合はその構成事業者のいずれかとする。以下本項「脱炭素に向けた取組み」において同じ。）における脱炭素に向けた取組みを評価するため、以下①～⑤のうち1つ以上の取組みを行っている場合に1点を付与する。

- ① 事業所の一部または全部における再生可能エネルギー電力（再生可能エネルギー電力の比率の最低値を契約上明記しているものに限る。）の調達（提出書類：当該電力供給契約書の写し。契約者が申請者もしくは申請者事業所施設の管理を行う者であること。）
- ② 太陽光または風力もしくはその他の再生可能エネルギーによる発電設備（合計発電容量10kW以上）を設置し発電を行っていること（提出書類：設置状況報告書（様式第8号））
- ③ ゼロエミッション車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車をいう。）を使用していること（提出書類：申請日の前日時点で有効である対象車種に該当する自動車検査証の写し。なお、「使用」とは自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」が申請者名となっている自動車のことをいい、レンタカー等の他社名義の自動車は含まない。）
- ④ 燃料電池（定格出力1.5kW以上）又は蓄電池を導入していること（いずれも定置式に限る）（提出書類：設置状況報告書（様式第8号））
- ⑤ 過去3年以内にJ-クレジット制度に基づいてオフセット・クレジット購入により申請者の事業において温室効果ガス排出量のオフセットを行った実績があること（提出書類：J-クレジット購入費用支払領収書の写し。宛先が申請者であること。）

（参考）J-クレジット制度 <https://japancredit.go.jp/>

【環境マネジメントシステムの外部認証取得】1点

申請者（グループを構成する場合はその代表事業者をいう）の環境経営の取組みを評価するため、環境マネジメントシステム（以下EMSという。）の第三者認証（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、その他自治体等による認証制度のいずれか）を取得している場合に1点を付与する。（提出書類：申請日の前日時点で申請者が認証取得していることを証する書面の写し）

（参考）

- ・EMSとは（環境省）
<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-1.html>
- ・EMS支援ポータルサイト（大阪府）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kurashi/kankyoku/kankyoutaisaku/ondanka/chikyuuou/EMSshien/index.html>

審査細目

	評価方針	評価項目		配点	評価細目	評価するポイント		
I	平等な利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【2点】	(1)施設の設置目的及び管理運営方針		1	①施設のコンセプトを理解しているか ②府の管理運営方針と事業者が提案した管理運営方針が合致するか	・運営目標 ・施設のコンセプトの解釈、ターゲット		
		(2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果		1	①事業等の内容が施設の設置目的に合致した平等利用を担保する内容となっているか ②高齢者・障がい者・外国人等に対する利用方針について適切な提案がなされているか	・利用承認、実施事業等における平等利用を確保するための内容		
II	施設の効用を最大限発揮するための方策 (様々な事業についての取組み内容や手法・実施体制の適切さ) 【37点】	(1)投資による活性化策	施設・設備への投資	内容	13	①利用者増に寄与する内容となっているか ②特に開館日の利用者増に寄与する内容となっているか ③実施時期は適切か ④実施体制は実現可能か ⑤施設・設備の改修・整備、備品の購入による効果は十分か（費用対効果） ⑥利益の向上方は適切か	・年間施設利用者数の増加目標 ・開館日の施設利用者数の増加目標 ・改修・整備内容 ・実施計画（スケジュール） ・実施体制 ・実施効果（費用対効果） ・収支計画	
				金額	6	6点×（提案金額／提案最高金額）＝得点		
		(2)利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	主催プログラム		2	①施設のコンセプトにあった企画が提示されているか ②所定の回数を充足しているか ③対象、参加人数は適切か ④教育効果は十分か	・施設のコンセプト ・企画内容 ・企画内容 ・学習効果	
				広報・情報発信	3	①広報手段は豊富か ②広報先は適切か ③広報内容は効果的か ④学校に対する事業活動は十分か ⑤講師派遣等の活動計画はあるか	・広報計画 ・学校に対する事業計画 ・講師派遣等外部での活動	
		(3)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	利用者サービス向上		3	①利用者サービス向上に資する提案がなされているか ②管理運営事業への反映方法が提案がなされているか ③教職員等団体指導者へのサポートは十分か ④メニューの内容が適切か ⑤食堂は利用者に対応したメニューとなっているか	・利用者サービス向上に対する考え方 ・団体指導者へのサポート体制・内容 ・メニュー内容 ・給食内容	
				自主事業	3	①事業のコンセプトとターゲットは魅力的か ②施設や機能を活かしたプログラムとなっているか ③青少年向けの自然体験活動プログラムは含まれているか ④利用者増に寄与する内容となっているか ⑤事業内容は実現可能か	・事業コンセプトとターゲット ・事業回数 ・事業内容 ・教育効果	
				利用者満足度調査等	2	①利用者満足度調査等のPDCAサイクルが確立できているか	・質問項目 ・実施方法 ・結果分析方法 ・改善に向けた取り組み	
		(4)施設の維持管理の内容、的確性（質の確保）及び実現の可能性			5	①維持管理の内容は適切か ②施設管理計画は適切か ③安定した施設運営の実現が可能か ④施設の維持管理の効率化にかかる工夫はあるか ⑤施設管理のノウハウや継承体制は整備されているか ⑥施設の規模・機能にみあった管理体制が確保されているか ⑦施設管理に関する経費の計上は適切か	・施設管理計画（保守・点検計画を含む） ・管理体制計画書（組織図・人員配置計画（外部委託部門を含む）） ・外部委託業務と委託先選定の考え方 ・施設管理計画（危機管理マニュアル等を含む） ・維持管理部門の収支計画 ・施設の保全・維持補修の工夫 ・施設の維持管理の効率化	
		適正な管理業務（全般）の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【11点】	(1)収支計画の内容、的確性及び実現の可能性			3	①事業計画、収支計画、管理体制計画の間の整合性は図られているか ②各部門と管理運営事業全体の収支計画の整合性は図られているか ③自主事業の実施による収入確保やコスト削減についての取組みは適切か ④収支計画の実現可能性はあるか ⑤指定管理費等による什器備品の設置・改修が提案されている場合、資金の調達方法に実現性はありますか	・事業計画 ・収支計画 ・管理体制（組織図・人員配置計画（外部委託部門を含む）） ・職員研修計画 ・必要な資格の写し
			(2)安定的な運営が可能となる人的能力			4	①管理運営業務全体として職員体制は適切か ②主要な部門に適切な人員が配置されているか ③類似事業の実績があるか ④職員採用、確保の方策は適切か（継続雇用等の視点） ⑤職員の指導育成、研修体制は十分か ⑥業務引継ぎの計画は適切か	
			(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤			4	①運営基盤として、提案事業者の経営規模、事業規模、組織規模等は十分か ②運営基盤として、提案事業者の財政状況は適正か ③構成法人内で、事業実施について意思決定がされているか ④共同事業体形成する場合、構成法人内で意思決定がされているか	・構成法人の概要を示す書類（定款・登記簿謄本・事業概要書ほか） ・構成法人の最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ・構成法人の当該年度の事業計画書及び収支予算書 ・構成法人の納税証明書 ・グループ構成員届出書及び委任状（共同事業体形成する場合）
IV	管理に係る経費の削減に関する方策 【40点】	施設の管理運営に係る経費の内容		40	40点×（提案価格のうち最低価格／提案価格）＝得点 ただし、参考価格を上回る提案は原則して0点とする。	・事業計画 ・収支計画		
V	その他管理に際して必要な事項 【10点】	府施策との整合	府施策との整合		1	①府施策や公益事業への協力が示されているか	・府施策への協力の考え方・具体案	
					6	②行政の簡便化		
				行政の簡便化 6点の配点	2	ア 就職困難者への雇用・就労支援 ・次のいずれかの活用により就職困難者を雇用しているか 地域就労支援センター、障害者就業・生活支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター、ホームレス自立支援センター ・おさか人材雇用開発人権センター（C-Step）事業への加入の有無	・各支援機関を活用して雇用した人数 ・C-Stepへの加入状況	
					1	イ障がい者雇用率が2.5%を超えているか（令和7年6月1日現在）	・障がい者の雇用率	
					3	ウ知的障がい者の現場就業状況 ・雇用の提案がなされているか ・就業時間数が確保されているか ・支援体制が確保されているか	・知的障がい者雇用の計画	
					2	③環境問題への取組み リサイクルなどの環境問題への取組みについて積極的な取組みがなされているか	・管理運営事業における取組み ・構成法人における取組み	
					1	④ボランティア・NPO等との協働事業の実施 ボランティア・NPOとの協働事業を推進するなど、NPO等の積極的な参画を図っているか（当該施設の設置目的に沿って、応募者から提案される自主事業を含む） ⑤施設の運営への府民参加機会の確保 府民・NPOが施設のサービス向上に関する提案を行える機会を設けるなど、施設運営に府民・NPOの参加を求める取組みがなされているか	・府民との協働に関する考え方 ・協働事業の計画（企画内容、協働事業の相手方、参加予定者数） ・府民参加の確保の考え方 ・提案・参加を求める事業 ・提案・参加の方法、提案に対するレスポンスの手法	